

陸前高田市SDGs推進プラットフォーム会則

（名称）

第1 本会は、「陸前高田市SDGs推進プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

（目的）

第2 本会は、本市におけるSDGs（「持続可能な開発目標」をいう。以下同じ。）の達成に向けた、企業、団体及び企業、団体が推薦する個人による幅広い活動の推進のため、SDGsに関連する活動に取り組んでいる、又は関心を持っている会員同士の交流や情報交換を通じて、各々の活動の活性化を目指すことを目的とする。

（事業）

第3 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の交流及び連携に資する事業
- (2) SDGsの達成に資する情報発信等の事業
- (3) 会員の登録・管理等の事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか目的の達成に必要と認める事業

（組織）

第4 本会に会長を置き、陸前高田市長をもって充てる。

2 本会の事務を処理するため、陸前高田市政策推進室に事務局を置く。

（会員）

第5 本会は、本会の目的に賛同し、本会則を順守する企業、団体（法人格の有無を問わない）及び企業、団体が推薦する個人の会員をもって組織する。

2 本会への加入を希望する者は、その旨を事務局が指定する申込方法により申請することで、会員となる。

3 会員は、前項の申込事項に変更がある場合はすみやかに事務局に申し出るものとする。

4 会員は、書面等により事務局に届け出ることによって退会することができる。

5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本会則に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 第8（暴力団員等の排除）に違反したことが判明したとき
- (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(運営)

第6 会費は無料とする。

(情報の利用制限)

第7 会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(暴力団員等の排除)

第8 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(損害賠償)

第9 プラットフォームが会員を対象に実施する勉強会、セミナー等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、又は、その他の金銭的損失を含む一切の不利益）について、陸前高田市及びプラットフォーム会員は負担しない。

(その他)

第10 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この会則は、令和7年3月1日から施行する。